

就労訓練事業のご紹介

企業の皆様へご協力をお願い

「しごと」への「もう1歩」を応援！

「今の自分にあう仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「また働きたいけどフルタイムで働く自信がない」など、さまざまな事情があり、今すぐに一般就労が難しい人に働く場を提供し、一般就労に向け支援を行う事業を就労訓練事業といいます。就労訓練事業は、2015年4月に施行された**生活困窮者自立支援法**に定められている事業の一つです。



仙台市の 生活困窮者自立 支援制度の概要

生活に困っている人・悩みを抱えている人

仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ

アセスメントをもとに、支援プランを策定

一時生活支援事業
住居確保給付金
(※ 窓口は区役所です)



就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

就労準備支援事業

就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

就労への第一歩を、就労体験や就労訓練実習でつなぎます

働きたい人

- ・意欲はあるが、自信がない
- ・仕事に慣れていない
- ・対人関係が不安

仙台市生活自立・ 仕事相談センター 「わんすてっぷ」

企業や事業所

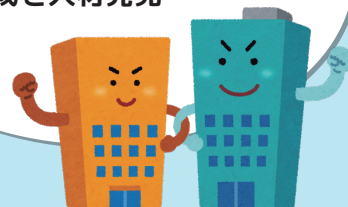
- ・一定期間の体験や訓練の受入れ
- ・就労への第一歩を支援
- ・人材育成と人材発見



相談



訓練の
依頼



● 就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についての不明な点は、下記までご連絡ください。

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 6-6 シャンボール青葉 2 階

【tel】022-395-8865 【mail】info-cw@personal-support.org 【web】http://www.personal-support.org/

就労支援の流れ



就労訓練事業とは

● 就労訓練事業とは

- 仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」からの紹介で、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、状況に応じた就労の機会を提供し、生活面や健康面の支援を行います。
- 就労形態は、**雇用契約を締結しない「非雇用型」と、雇用契約を締結する「雇用型」**があります。
- 本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等で、一般の従業員と同じ働き方をすること）を目指します。

● 就労訓練事業の対象者

ひきこもり（だった人）やニート、長期間失業状態が続いている人、未就職の高校中退者、心身に課題があったり、精神疾患を抱えている人など、今すぐには一般就労が難しい方が対象です。



● 具体的な支援内容の例

- **毎日または継続した長時間の就労が難しい場合**
→ 就労日数や一日の就労時間を短くするなど、状況に考慮した就労の仕方を提案。
- **就労経験が乏しい場合**
→ 既存の業務を細かく分解し、訓練生の得意な業務から始め、就労スキル習得を目指します。

毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方には、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつ、その方が休んだときの仕事をカバーするなどの配慮をします。

集中力が必要な複雑な仕事はまだできないという方には、他の従業員が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。

必要に応じ、身だしなみや健康管理に関する指導、ビジネスマナー、コミュニケーションの支援などを行います。

就労訓練認定事業者について

都道府県知事（政令市においては市長）が認定した事業者のみ実施することができます

※ 仙台市内の事業者の認定を受けるには、**仙台市役所保護自立支援課への申請**が必要となります。
申請にあたっては、所定の申請書のほか、認定基準について確認できる資料の提出をお願いします。

※ 就労訓練事業中は、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」の相談支援員がサポートします。
※ 就労訓練事業所の就労支援担当者が定期的に面談を行い、目標が達成できているか確認します。